

令和元年度 地域で育てる“支え合える心”助成金事業実施要綱

【 赤い羽根共同募金助成事業 】

1. 目的

この事業は、共同募金の助成金により、江津市の誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体の緊急性の高い事業（活動）を積極的に応援して、江津市の地域福祉の向上に資することを目的とします。

2. 対象団体

江津市内に拠点有する以下の活動団体（活動年数は不問です）等とします。

（例）地域福祉の推進活動を行う社会福祉協議会支会、自治会、ボランティア団体等
ただし、次に掲げる団体等は対象としません。

- (1) 営利、政治、宗教等を目的する団体等
- (2) 反社会的勢力または反社会勢力と関係を有する団体等

3. 対象事業

公的な福祉サービスでは対応が難しく、地域での生活課題やニーズなど柔軟に対応する事業（活動）、地域のつながりなど共生社会づくりを推進する事業（活動）など

〔例〕 各種相談会の開催

（子育て、ひきこもり、いじめ、虐待、自殺、介護、孤立死、DV、依存症、環境、心のケア等）

居場所づくり

（健康・生きがいづくり、茶話会、料理教室、介護・認知症予防、子ども食堂、サロン・カフェ、世代間交流会、現存機能する赤い羽根児童公園の再整備等）

日常生活支援活動

（買い物、配食、ゴミ出し、移送・外出、引越し、家事援助等）

住民交流活動

（地域の伝統文化・郷土の歴史などを通じた住民交流会等）

防災・防犯活動

（防災訓練の実施、防災・減災研修会の開催、要援護者支援体制づくり、夜間パトロール等）

見守り活動

（高齢者・障がい者・子どもの見守り、声掛け・傾聴活動等）

孤立防止活動

（見守り体制づくり、経済的困窮者のため中間的就労支援、対象者調査、啓発・情報発信等）

子ども・学生主体活動

（福祉・防災を考える会、文化の伝承、環境美化、社会奉仕、施設への慰問、福祉イベント等）

地域の担い手作り活動

（防災学習、福祉学習など話し合いの場づくり等）

地域活動拠点整備 ※災害等に起因するものに限る

（小地域活動拠点〔例：地域の集会所等〕に必要な備品整備等）

ただし、次に掲げる事業（活動）は対象事業としません。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされるもの
- (2) 重複して他の補助金や助成金等を受けるもの
- (3) 助成による効果が期待できないもの
- (4) 当該年度に事業が完了できないもの
- (5) 趣味（娯楽）等として捉えられるもの
- (6) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの
- (7) 江津市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めないもの

3. 助成金額

助成額は、1事業（活動）あたり原則として7万円以内（地域活動拠点整備を除く備品整備に関するものは5万円以内）とします。ただし、事業の内容により最大10万円（地域活動拠点整備を除く備品整備に関するものは7万円以内）まで助成することができます。

令和元年度については総額30万円以内の助成金額とします。

4. 助成対象経費

助成金の対象経費は次のとおりです。

- (1) 謝金
- (2) 旅費交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 材料費
- (5) 印刷費
- (6) 通信費
- (7) 賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) その他江津市共同募金委員会会長が必要と認める経費

※人件費や飲食のみを目的とした経費は不可とします。

5. 事業実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

6. 申請方法（申請書類及び申請締切日）及び申請における留意事項

- (1) 所定の「助成申請書」に必要事項を記入し、必要提出書類（詳細は助成申請書「様式1」に記載）を添えて、**令和元年7月25日（木）必着で提出**してください。

なお、同一団体等が複数の助成申請をすることはできません。

- (2) 2年連続（平成29年度及び平成30年度の両年度）本助成事業の助成決定を受けた団体等は、2年間助成申請ができません。

※本助成事業の助成決定を受けた年度が平成29年度及び平成30年度が該当します

- (3) 助成申請する団体等は、必要に応じて後日開催する江津市共同募金委員会（以下「委員会」という。）の審査委員会に出席のうえ、事業内容等について説明していただくことがあります。

7. 優先する事業（活動）の基準

- (1) 緊急性の高い事業（活動）
- (2) 新規に助成申請する団体等の事業（活動）
- (3) 先駆的・開拓的な事業（活動）
- (4) 成果が十分期待できる事業（活動）
- (5) 財源確保について当該団体等が自ら努力している事業（活動）
- (6) 様々な機関・団体・住民と関係を持ち地域に開かれた事業（活動）、または、様々な立場の住民の参加・交流がある事業（活動）

8. 助成決定

提出された助成申請書は、委員会で精査し総合的に調整のうえ、審査委員会の審査において適当と認められる事業について助成決定します。審査結果は、応募のあった全ての団体へ通知します。

9. 助成金の交付

助成の決定を受けたもの（以下「助成先」という。）が、助成金を受けるときは、所定の助成金交付申請書を会長に提出してください。

10. 助成金の返還

本要綱に違反したとき及び次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余が生じたとき

11. 事業の広報

助成先は、様々な手段を用いて江津市民に対し、共同募金を財源とする助成金を受けて事業を実施したことを広報していただきます。

12. 事業実施報告及び決算報告

助成先は、事業完了後直ちに所定の事業実施報告書を会長に提出してください。

13. 会計帳簿等の整備

助成先は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備してください。

14. 共同募金運動への協力

助成先は、委員会が行う赤い羽根共同募金運動に積極的に協力してください。

附 則

1. この要綱は令和元年6月17日から施行する。